

福島県沖地震（2021年）関連 支援施策一覧

令和3年3月15日現在

支援制度

(相談先)

新

災害対策資金融資

(郡山市)

対象：郡山市長が発行した「罹災証明書」または「被害者届出受理証」の交付を受けている同一事業を1年以上営んでいる

限度額：1,000万円 融資期間：7年以内 信用保証協会の保証あり

保証人・担保：(法人)原則として保証人1人以上、担保は必要に応じ (個人)必要に応じ

信用保証料補助

貸付実行期間：3/10(水)～7/31(土)

(災害対策資金融資を利用した中小企業者が福島県信用保証協会に納付した信用保証料を補助)

補助率：100% 限度額：50万円

利子補給補助

(災害対策資金融資を利用した中小企業者が金融機関に支払った当該融資に係る利子額を補助)

補助率：100% 対象期間：貸付が実行された日から7年

新

災害ごみの取り扱い

(郡山市)

内容：クリーンセンターへの自己搬入の受け入れ

※中小企業が対象

場所：富久山クリーンセンター、河内クリーンセンター

時間：平日・・・8:30～16:00 土日祝日・・・お問い合わせください。

受付：郡山市役所3R推進課 Tel 924-2181

新

被災家屋等の解体・撤去

対象：・罹災証明の判定結果が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の個人所有の家屋、中小企業の所有建物、これら一体となって解体・撤去する工作物
・既に「自費」による解体・撤去を行った家屋・事業所等で、市が必要と認めたものの費用の補助(限度額あり)

※自費解体は、原則として公費解体の受付開始前までの間に、所有者等が損壊家屋等の解体撤去等を施工業者と契約してものに限ります。

受付：郡山市役所3R推進課 Tel 924-2181

受付：令和3年4月初から開始予定

～ 必ず被災状況(建物・物品等)の写真を撮影・保管してください ～

罹災証明書及び被災者届出受理証の発行申請をお願いします。

今後、発表される支援制度等の申請に必要となります

【罹災証明書の発行】

必要書類：罹災証明申請書・被害がわかる写真(2～3枚)・本人確認書類

※申請書は居住者用と所有者用があります。事業用は「所有者用」で申請してください。

【被災者届出受理証の発行】

受付：郡山市役所本庁舎2階正庁 Tel 924-2111 (お問合せ 資産税課 Tel 924-2091)

福島県沖地震(2021年)復旧復興支援事業

お気軽にお問合せ・ご相談ください。

郡山商工会議所 中小企業相談所

URL <https://www.ko-cci.or.jp> Email admin@entre.gr.jp

Tel 024-921-2620・2621 Fax 024-921-2640